

【 アスリート支援業務規約 】

アスリートと一般社団法人アスリートエール(以下、「当団体」といいます。)との関係は、本規約の各条項の定めに従います。

第1条 (本規約の目的)

アスリートおよび当社は、アスリートの自助努力による経済的自立と競技パフォーマンスの向上を図り、双方協力して、わが国におけるスポーツの健全な普及に貢献します。

第2条 (当団体の提供業務)

① 当団体は、アスリートに対し、下記各号のと通りの業務(以下、「本業務」といいます。)を提供します。ただし、本業務には、当社の提携会社である株式会社スポーツゲイン・株式会社アビーボにより提供されるものを含みます。

(1) 当団体社がアスリート支援のため開設、運営する web サイト(以下、「アスリートエール」といいます。)の開発、制作、運営、管理および改善

(2) アスリートエールの認知促進活動およびアスリートが別途定めるスポンサーメリットを受ける協賛者(以下、「協賛者」という。)の獲得支援

(3) アスリートに関わる商品として流通させることを当社が決定した物品(以下、「アスリートグッズ」という。)の通信販売の企画および実行

(4) アスリート宛協賛者が支払う協賛金および第2条①項の売買代金、報酬金額(以下、あわせて「協賛金等」といいます。)の受領、徴収、管理

(5) 協賛金等を本規約の定めるところに従ってアスリートに支払うこと

(6) 講演、競技指導、広報・広告活動(プロモーション・サンプリング・モニタリング等)への参画等アスリートの特性に適合した活動の紹介およびそれに伴う報酬の支払い

(7) アスリートを対象とする各種イベントへの参加、CM出演、雑誌取材、TV番組エキストラ等の情報提供

(8) アスリートに継続的支援を行う企業スポンサーの紹介

(9) アスリートが本契約に従って適切な活動ができるようにするために必要な助言および指導

(10) アスリートの方向けの商品販売

(11) 前各号に関連する業務

② アスリートは、前各号の業務全部の提供を受けることができます。

③ あらかじめ当団体の定める方法により当社に告知することにより、第1項第2号の業務の提供は、受けないことができます。

④ 第3項のアスリートに対しては、第5条ないし第9条および第13条は、適用しません。

第3条（知的財産権等）

- ① アスリートは、当社に対し、アスリートエールへの掲出その他本業務に供するため、当社の求めに応じて、文章、サイン、画像、音声、ロゴマークおよび動画等を提供するとともに、自己の氏名および肖像の使用を許諾します。
- ② 前項により提供された文章、サイン、画像、音声、ロゴマーク、動画等、氏名および肖像に関する著作権その他の権利（以下、「本知的財産権等」という。）は、当団体へ帰属します。
- ③ 当団体は、本知的財産権等をアスリートエールの広告宣伝その他本業務に関連して利用することができます。
- ④ アスリートは、当社に対し、自己が本知的財産権等の権利者であって、本知的財産権等には何らの制限がなく、当団体の利用に支障がないことを保証し、万一、この利用に対し、権利を主張し、あるいは異議を申し立てる者があるときは、アスリートはこれらを自己において処理し、当団体に負担および迷惑をかけません。

第4条（選手・チームページの更新）

- ① アスリートは、アスリートエールが適切に開発、制作、運営、管理および改善されるため、アスリートエールを通じて提供されるアスリート個人の情報提供する個別の選手・チーム web ページ（以下、「選手ページ」といいます。）を定期的に更新します。
- ② 当団体は、アスリートが選手ページに掲出した本知的財産権等についても、アスリートエールの広告宣伝その他本業務に関連して利用することができます。
- ③ 当団体は、選手ページの内容については、責任を負わず、選手ページに関する異議、クレーム、請求等については、アスリートが自己において処理し、当団体に負担および迷惑をかけません。

第5条（協賛者）

- ① アスリートは、自らまたは家族等知人を通じた広告宣伝活動の積極的な展開により協賛者を獲得することに努めます。
- ② 当団体は、当団体の定める基準に基づき、協賛者獲得に努めるものとし、獲得した協賛者については、アスリートに報告します。
- ③ 当団体は、アスリートに対し、前項により獲得した協賛者の目的、地位、身分その他協賛者に関わる事項については、責任を負いません。
- ④ 当団体は、前項にかかわらず、協賛者が当団体の定める基準に反することが判明した場合は、協賛者の登録を抹消することができます。
- ⑤ 当団体は、協賛者から、協賛金を受領します。
- ⑥ アスリートは、当団体に対し、協賛者から協賛金が支払われた場合、別途協議して定め

る手数料を支払い、当団体は協賛金からこの手数料を控除した残額金を支払います。

第6条（スポンサーメリット）

- ① アスリートは、協賛者に提供すべきサービス（以下、「スポンサーメリット」といいます。）を、選手ページへ掲出します。
- ② スポンサーメリットは、以下各号の条件に合致したものとし、前項の掲出前に当団体の承認を得るものとします。
 - (1) 実行可能性のあるもの
 - (2) 公序良俗に反しないもの
 - (3) 他人の権利を侵害しないもの
 - (4) アスリートの健全なイメージにふさわしいもの
 - (5) 前各号のほか、本契約の目的に反しないもの
- ③ アスリートは、選手ページに掲載したスポンサーメリットを、誠実に実行します。
- ④ アスリートは、当団体に対し、スポンサーメリットの実行が困難になったとき、もしくは困難になるおそれがある場合、または不適切となった場合は、すみやかに修正を申し出なければなりません。
- ⑤ 当団体は、第2項各号に照らし、特定のスポンサーメリットの掲出維持が不適切と判断した場合は、アスリートの同意を得ることなく、このスポンサーメリットを削除することができます。

第7条（アスリートグッズ）

- ① アスリートは、当団体に対し、アスリートグッズの制作に必要な氏名および肖像その他の知的財産権等を提供します。
- ② 当団体は、アスリートと協議したうえ、アスリートグッズを、アスリートエールを通じ、インターネットにより通信販売します。
- ③ 前項の通信販売における商品内容および価格については、アスリートおよび当団体が別途協議して定めます。
- ④ 当団体は、前項の通信販売の販売代金を、アスリートと当団体が協議して定めた手数料控除のうえ、第13条第2項の方法によりアスリートへ支払います。

第8条（諸活動・企業スポンサーの紹介）

- ① 当団体は、アスリートに対し、企業、団体等の依頼ある場合、第2条第6号、第7号の活動を紹介し、また販売活動促進もしくは社会活動の一環として、継続的支援を行う企業スポンサーの依頼がある場合、その依頼を受けて企業スポンサーを紹介します。
- ② アスリートは、当団体に対し、前号の各紹介については、別途、アスリートとの間で協議して決定した手数料を支払います。

③ 当団体は、アスリートに対し、第1項の各紹介にあたって、アスリートの意思を尊重するものとし、アスリートはこの紹介に対し、同意した場合においてのみ紹介された活動に参加し、もしくは企業スポンサーの支援を受けるものとします。

第9条（アスリートを活用した案件）

① 当団体は、アスリートに対し、企業・団体等の依頼により、アスリートを活用したプロモーションや、商品のサンプリング、モニタリング、商品開発への協力の依頼をすることがあります。

② 当団体は、アスリートに対し、第1項の案件協力に伴い、別途、各案件毎に定める報酬を支払います。

③ 当団体は、アスリートに対し、第1項の各案件の協力依頼にあたって、アスリートの意思を尊重するものとし、アスリートはこの協力依頼に対し、同意した場合のみ、案件に協力するものとします。

第10条（アスリート向け商品販売）

① 当団体は、アスリートの競技力・競技環境の向上を目的として、アスリートに対し、商品の販売をします。

② 前項の商品内容および価格は当団体が別途定めます

③ 当団体は、アスリートに対し、第1項の商品販売にあたって、アスリートの意思を尊重するものとし、アスリートから要望のあった商品のみを販売するものとします。

第11条（確認事項）

当団体およびアスリートは、当団体がアスリートに対し、協賛者、アスリートグッズの販売、第2条第6号の活動、同条第7号、同条第8号の企業スポンサーについて、その獲得を保証するものではないことを確認します。

第12条（アスリート支援業務契約の成立）

① アスリートが、当団体との間で、本規約にアスリートとある部分に自己を当てはめた内容のアスリート支援業務契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しようとする場合は、アスリートは当団体に対し、アスリートエールに掲出されたアスリート支援業務利用審査お申し込み手続きに従い、アスリートエールを通じて当団体による審査を申込みます。

② 当団体は、前項の申込があったのち、当団体の審査に合格したアスリートのうち第2条第3項以外のアスリートに対しては、アスリート支援業務における各種手数料の条件提示を行います。

③ 当団体は、審査に合格したアスリートに対し、すみやかに選手ページの管理のために必要なIDおよびパスワードを第1項の申込がされたメールアドレスに送信します。

④ 前項の送信がされたときをもって、当団体とアスリートとの間に本契約が成立し、この成立のとき以降、当団体およびアスリートは、本規約に定める権利、義務を有するものとします。

⑤ 第2条第3項のアスリートについては、第3項の送信がされたときをもって、前項と同様に当団体とこのアスリートとの間に本契約が成立し、この成立のとき以降、当団体およびこのアスリートは、本規約のうち第2条第3項により提供を受けないものとされた業務に関する規定以外の各条項に定める権利、義務を有するものとします。

第13条（協賛金等の支払）

① 当団体は、アスリートに対し、毎月末日をもって、当月分の協賛金等から第5条第6項および第7条第4項の手数料のほか当団体に対する債務がある場合はこれを控除して締め切り、その税引き後残額金を、翌々月10日限り、アスリートがあらかじめ指定する銀行預金口座に送金して支払います。

② 当団体は、前項により締め切った残額金が1万円未満の場合は、この残額金を翌回分に繰り越し、翌回分の残額金とあわせて1万円以上となった場合に前項の送金を行うこととし、以後も同様とします。

③ 振込手数料は、アスリート負担とします。

第14条（IDおよびパスワード）

① アスリートは、第12条第4項のIDおよびパスワードの管理につき全責任を持ち、当社に損害や迷惑をかけません。

② 当社は、事由のいかんを問わず、アスリートまたはアスリートの関係者からIDまたはパスワードが流出したことによって、アスリートに生じた損害については、責任を負いません。

第15条（アスリートエールの利用中止）

① 当団体は、アスリートに対し、アスリートが次の各号のいずれかに該当するときは、事前の通知をすることなく、アスリートのアスリートエールの利用を中止することができます。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守または点検を行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要なデータのバックアップ等を行う場合
- (3) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (4) 前各号に準じる場合

② 当団体は、アスリートに対し、前項の利用中止により、アスリートが損害を被った場合であっても、その損害につき責任を負いません。

第 16 条（第三者への委託）

当団体は、第三者に対し、本業務の全部または一部を第三者に委託することができます。ただし、当団体は、この第三者の行為につき、アスリートに責任を負います。

第 17 条（秘密保持）

アスリートは、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、本契約の締結または履行に関して直接または間接に知り得た業務上、技術上その他の情報を、当団体の書面による事前の承諾を得ずに第三者に漏洩してはなりません。ただし、税務申告上の必要、官公署からの要請に従い法規の定めに基づき情報提供する場合は、この限りではありません。

第 18 条（解除）

① 当団体は、アスリートに対し、アスリートが次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除することができます。

(1) 仮差押、仮処分、差押、強制執行を受け、または破産の申立や民事再生手続開始の申立を自ら行いまたは第三者によって行なわれるなど、その信用をいちじるしく損なう事由が生じたとき

(2) 死亡または成年後見、保佐もしくは補助が開始されたとき

(3) アスリート、当団体または協賛者の名誉もしくは信用を毀損したとき

(4) 暴力団等反社会的勢力との取引や交際を行ったとき、または明らかにその疑いを生じさせる行為をしたとき

(5) 競技に関連して当該競技につき禁止されている薬物を使用したとき

(6) 刑罰法規その他の法律に違反し、または明らかに公序良俗に違反する行為をしたとき

(7) 当団体に対して期限までに金銭債務の支払いをしないとき

(8) 本規約または本規約以外の当社との契約もしくは諸規定、諸条項のいずれかに違反したとき

② 当団体は、アスリートに対し、前項各号の場合、前項の解除とともに、もしくは解除をすることなく、当団体が被った損害の賠償を求めすることができます。

第 19 条（引退の届け出）

① アスリートが、アスリートとしての競技活動を終了した場合は、当団体に対し、ただちに引退の届け出をします。

② アスリートが前項の連絡を遅延したため当団体もしくは第三者に損害が生じた場合は、アスリートの責任とします。

③ 当団体およびアスリートは、第 1 項の引退の届け出があった場合において、双方協議し合意した場合は、本契約期間中といえども本契約を終了させることができます。

第 20 条 (契約期間)

- ① 本契約の期間は、第 12 条第 5 項の成立の日から 2 年間とします。
- ② アスリートまたは当団体が、相手方に対し、前項の期間満了の日の 2 ヶ月前までに書面で異議を述べない場合、前項の期間は、1 年間更新され、以後も同様とします。

第 21 条 (本契約の変更)

アスリートは当団体の定める方法により当団体に告知することにより、第 2 条第 2 項から第 2 条第 3 項のアスリート、また、第 2 条第 3 項から第 2 条第 2 項のアスリートに移行することができます。

第 22 条 (類似サービス利用の禁止)

アスリートは、本契約の有効期間中、当団体の事前の承諾がない限り、第三者との間で、本契約と同一もしくは類似または本契約の履行の障害となる契約を締結してはなりません。

第 23 条 (規約の変更)

本規約の内容は、予告なく変更されることがあります。

第 24 条 (通知)

- ① アスリートが、第 12 条第 1 項の申し込みのさい使用したメールアドレスを変更する場合は、ただちに当団体にメールで通知します。
- ② 本契約に関する当団体からアスリートに対する通知は、前項の通知前は前項のメールアドレスに、前項の通知後は前項の通知にかかるメールアドレスに、それぞれ発信することにより有効に通知されたものとします。

第 25 条 (終了後の措置)

- ① アスリートは、本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、本契約に基づき得られる権利および利益を失います。
- ② 当団体およびアスリートは、本契約が終了した場合でも、すでに相手方に提供したデータ、情報および資料の返還を求めません。

第 26 条 (別途協議)

当団体およびアスリートは、本規約に定めなき事項について問題が生じた場合には、相互に誠意をもって協議して問題解決にあたるものとします。

第 27 条 (合意管轄)

本契約に関連するすべての訴訟については、訴訟物の価額に応じて、東京

簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって、第1審の専属管轄裁判所とします。

以上